

市第 175 号議案 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の 基準に関する条例の制定について

1 提案理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、新たに介護医療院が創設されました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

介護保険サービス事業者の指定等に関する基準については、厚生労働省令で定めるほか、都道府県、政令指定都市及び中核市が条例で定めることとされています。

そのため、横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例を制定します。

【参考】介護医療院とは、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

2 条例の概要

厚生労働省令を基に制定した基準に、一部、本市独自基準を盛り込みます。

(1) 厚生労働省令を基に制定した基準の主な内容

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）」で定められている基準は、「趣旨、基本方針等」、「人員に関する基準」、「施設及び設備に関する基準」、「運営に関する基準」です。

	主な項目	内 容 例
ア 趣旨、基本方針等	(7) 基本方針	長期療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるようにすること
	(4) 定義	I 型療養床と II 型療養床の説明
イ 人員に関する基準	従業者の員数	<u>医師（48：1）、薬剤師（150：1）、看護職員（6：1）、介護職員（5：1）等の配置基準（カッコ内は I 型の場合の基準）</u> ※ <u>下線部</u> は厚生労働省令で定める基準

	主な項目	内 容 例
ウ 施設及び設備に関する基準	(7) 施設	<u>療養室（4人以下、8㎡/人以上）、機能訓練室（40㎡以上）、食堂（1㎡/人以上）、浴室、レクリエーション・ルーム等の施設基準</u> ※ <u>下線部</u> は、厚生労働省令で定める基準
	(イ) 構造設備	階段、エレベーター、廊下、消火設備の設置等
エ 運営に関する基準	(7) 入退所	入所時に心身の状況、病歴等を把握することや、退所時に入所者又はその家族に対する適切な指導を行うこと
	(イ) 施設サービス計画の作成	アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等を通して計画を作成しなければならないこと
	(ウ) 看護及び医学的管理の下における介護	1週間に2回以上の入浴、又は清拭を行わなければならないことや、おむつ交換、褥瘡予防、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならないこと
	(エ) 秘密保持	正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと
	(オ) 苦情処理	苦情受付窓口を設置することや、苦情内容を記録すること
	(カ) 事故発生の防止や発生時の対応	事故の発生及び再発防止のための指針の作成、委員会の開催、従業者に対する研修の実施や、事故発生時の状況及び処置を記録すること

(2) 市条例で新たに規定する主な内容

上記の厚生労働省令を基に制定した基準に加えて、既に制定している介護老人保健施設と同様の本市独自基準を規定します。

項目	省令の内容	条例案の内容	理由
ア 事業の運営にあつての連携	市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>・地域包括支援センター</u> <u>・老人介護支援センター</u> <u>・住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を追加。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため

項目	省令の内容	条例案の内容	理由
イ 暴力団の排除	規定なし	<u>開設者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない旨を規定。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため
ウ 入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない旨を追加。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため
エ サービス提供に当たっての文書による同意	サービス提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	サービス提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、 <u>入所者の同意を文書により得なければならないこととする。</u>	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため
オ 協力歯科医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を <u>定めておかなければならない</u> こととする。	努力義務だったものを義務化するため

項目	省令の内容	条例案の内容	理由
カ 記録の保存期間	<p>次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・施設サービス計画 ・身体的拘束等の態様の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況、事故に際して採った処置の記録 <p>(保存期間規定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 	<p>次の記録は完結の日から<u>5年間保存</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>サービス提供記録</u> ・<u>従業者の勤務体制についての記録</u> ・<u>介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(2年間保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画 ・身体的拘束等の態様の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況、事故に際して採った処置の記録 </div>	<p>介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため</p>
キ 廊下幅	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上</p> <p>※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上</p> <p>※病床転換の場合、緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.2m以上 中廊下 1.6m以上</p>	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m以上</u></p> <p>※ユニット型の緩和措置は省令どおり</p> <p>※病床転換の場合の緩和措置は省令どおり</p>	<p>中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m（車椅子使用者同士がすれ違うことができ幅）に緩和</p>

3 横浜市介護保険運営協議会への説明

条例案の策定にあたっては、本市が独自に規定する内容を中心に、横浜市介護保険運営協議会（平成30年1月18日）において説明を行いました。

4 条例の施行予定日

平成30年4月1日